

1章	今期計画の項目	1章	次期計画(案)の項目
計画策定にあたって	1. 計画策定の背景・趣旨 2. 計画の位置付け 3. 計画の期間 4. 日常生活圏域の設定 5. 介護保険制度改正の概要 6. 計画の策定体制	計画策定にあたって	1. 計画策定の背景・趣旨 2. 計画の位置付け 3. 計画の期間 4. 日常生活圏域の設定 5. 介護保険制度改正の概要 6. 計画の策定体制
2章	今期計画の項目	2章	次期計画(案)の項目
取本り町巻のく高現齢状者と課題	1. 既存・統計データから見る現状 2. 介護保険事業の実施状況 3. 高齢者施策の状況 4. ニーズ調査等結果に見る高齢者等の状況 5. 前期計画の課題と方向性	取本り町巻のく高現齢状者と課題	1. 既存・統計データから見る現状 2. 介護保険事業の実施状況 3. 高齢者施策の状況 4. ニーズ調査等結果に見る高齢者等の状況 5. 前期計画の課題と方向性
3章	今期計画の項目	3章	次期計画(案)の項目
考計え画方の基本的な	1. 基本理念 2. 基本目標 3. 施策体系	考計え画方の基本的な	1. 基本理念 2. 基本目標 3. 施策体系
4章	今期計画の項目	4章	次期計画(案)の項目
施策の展開	基本目標1. すこやかな心身と支え合いの地域づくり 基本目標2. 地域で暮らし続けるための適切な支援の提供	施策の展開	基本目標1. すこやかな心身と支え合いの地域づくり 基本目標2. 地域で暮らし続けるための適切な支援の提供
5章	今期計画の項目	5章	次期計画(案)の項目
事介護業量保と険保サ―料ピのス見の込み	1. 介護サービス見込量算定の手順 2. 介護保険事業対象者等の推計 3. 介護サービスの事業量の推計 4. 地域支援事業費の推計 5. 第1号被保険者の介護保険料	事介護業量保と険保サ―料ピのス見の込み	1. 介護サービス見込量算定の手順 2. 介護保険事業対象者等の推計 3. 介護サービスの事業量の推計 4. 地域支援事業費の推計 5. 第1号被保険者の介護保険料
6章	今期計画の項目	6章	次期計画(案)の項目
計画の推進	1. 計画の推進体制 2. 計画の進行管理	計画の推進	1. 計画の推進体制 2. 計画の進行管理
資料編	今期計画の項目	資料編	次期計画(案)の項目
参考資料	1. 計画策定の経過 2. 大山崎町高齢者福祉計画推進委員会設置要綱 3. 大山崎町高齢者福祉計画推進委員会名簿 4. 用語の解説	参考資料	1. 計画策定の経過 2. 大山崎町高齢者福祉計画推進委員会設置要綱 3. 大山崎町高齢者福祉計画推進委員会名簿 4. 用語の解説

第10期介護保険事業(支援)計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ (厚生労働省・資料『基本指針について』より抜粋)
○介護サービス基盤の計画的な整備 ① 介護保険事業(支援)計画の策定 ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。 ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。 ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。 ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築 ・ 地域の類型(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応(人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等)について議論。 ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。 ○地域包括ケアシステムの深化 ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。 ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。 ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。 ○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等 ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。 ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進
【基本指針の構成について 第二 市町村介護保険事業計画】 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成 状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 都道府県との連携 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 4 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又 は要介護状態等の軽減 若し くは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保並びに介護現場の生産性の向上の推進及び経営改善支援等 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高 齢者向け住宅の入居定員 総数及び要介護者等の入居状況 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に対する備えの検討 11 感染症に対する備えの検討

※認知症施策については、認知症基本法及び国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、本計画の中に位置づける方向で検討する。なお、施策の展開の一項目として整理する方法のほか、認知症施策推進計画として別章を設ける方法についても、今後の検討課題とする。